

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第20回）

日時：令和2（2020）年5月28日（木）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第20回）出席者

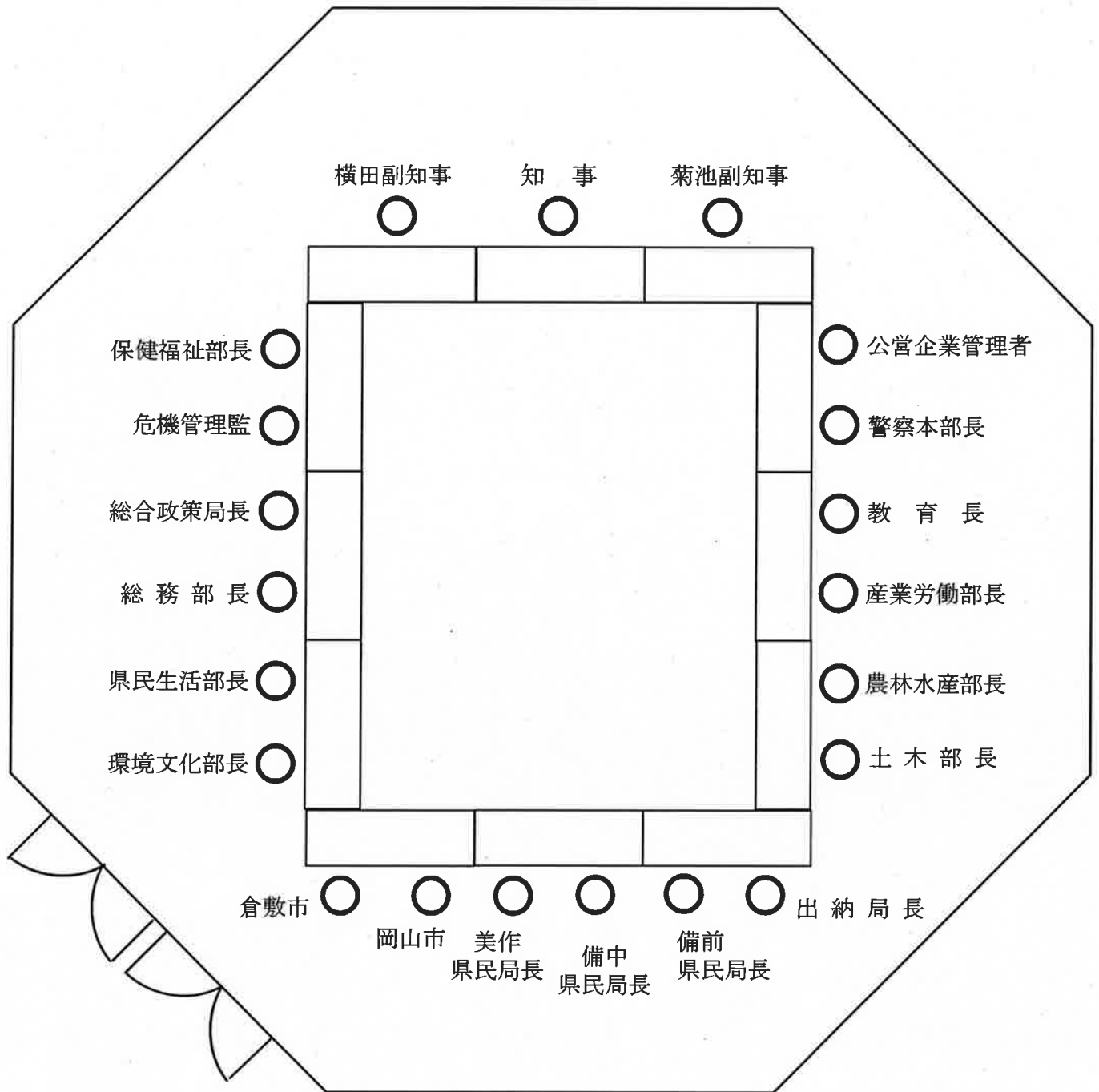
日時：令和2(2020)年5月28日(木)

8:30~

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力をお願い

○ 総務部関係

- ・令和2年度6月補正予算案の概要

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年5月28日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願い
(案)

5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、全ての都道府県で解除されました。

県民の皆様には、これまで、県境を越えた移動や「3つの密」を避ける取組、イベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに多大なご協力をいただき改めて感謝申し上げます。

今回の流行では、一人ひとりのご尽力により、県内での感染爆発を防ぐことができた一方で、県内経済に多大な影響を及ぼす結果となりました。

今後は、県民の命と暮らしを守るため、新型コロナウイルスのまん延防止対策と社会経済活動の維持を、上手に両立させていくための取組を推進していく必要があると考えております。

このため、皆様には、令和2年6月1日から令和2年6月18日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、今後は、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に見直すこととします。

1 外出等に関する県民への協力のお願い

(1) 不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、できるだけ控えるようお願いいたします。

また、京都府、大阪府、兵庫県への移動は、宣言解除から3週間後(6月11日)までは、できるだけ慎重にお願いいたします。

このほかの県外への移動は、移動先の流行状況や各県が出す情報などを確認して行うようお願いいたします。

(2) 密閉・密集・密接が重なる場所への出入りは、できるだけ避けるようお願いいたします。特に、クラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる施設への出入りは、できるだけ避けるようお願いいたします。

(3) 外出等に当たっては、手洗いやマスク着用の徹底、人との距離を保つといった「新しい生活様式(生活スタイル)」の実践をお願いいたします。

- (4) なお、職場への出勤についても、引き続き、可能な限り、在宅勤務や時差出勤など、人との接触を減らす取組をお願いします。
- (5) 一方で、感染リスクを考慮しながら、徐々に、日常生活を取り戻していくことも大切です。まずは県内で、新たな生活様式を実践しながら、徐々に買い物、飲食などの活動を再開していただきたいと思います。
- (6) 観光についても、感染防止策を取りながら、まずは県内から始めていただきたいと思います。

2 事業者の皆様へのお願い

事業を継続している又は再開する施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。

なお、重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- (1) 開催に当たっては、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じるようお願いします。
- (2) 全国規模や屋外で概ね200人以上、屋内で概ね100人以上などのイベント等については、開催を自粛するようお願いします。
なお、屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とするようお願いします。
- (3) 開催に当たっては、連絡先を把握するため参加者名簿を作成しておくなどの対応を行うようお願いします。

今後、長期間にわたり、新型コロナウイルスと共存しながら、社会経済活動を維持させるための取組が必要不可欠となります。

県では、県民の皆様命と暮らしを守るため、医療体制の確保や経済活動の復興などに、今後とも全力で取り組んでまいります。

県民の皆様も、「新たな生活様式」の実践や適切な感染防止策の徹底など、引き続き、積極的に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・ 入場者の整理（入場前の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）確保）
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・ 施設内の換気（概ね30分ごと窓の開閉など）

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・ 施設内で激しい運動の禁止
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求 める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービス
が可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

(参考)

令和2(2020)年5月28日改訂

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

(目安) 屋内であれば概ね100人以上、屋外であれば概ね200人以上

(2) 全国規模のもの又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの

(4) 流行している地域において実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- ・ 医療・福祉関係者等が集まるもの(患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮)

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、概ね3週間ごとに、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

※ 下線部は前回からの変更点。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

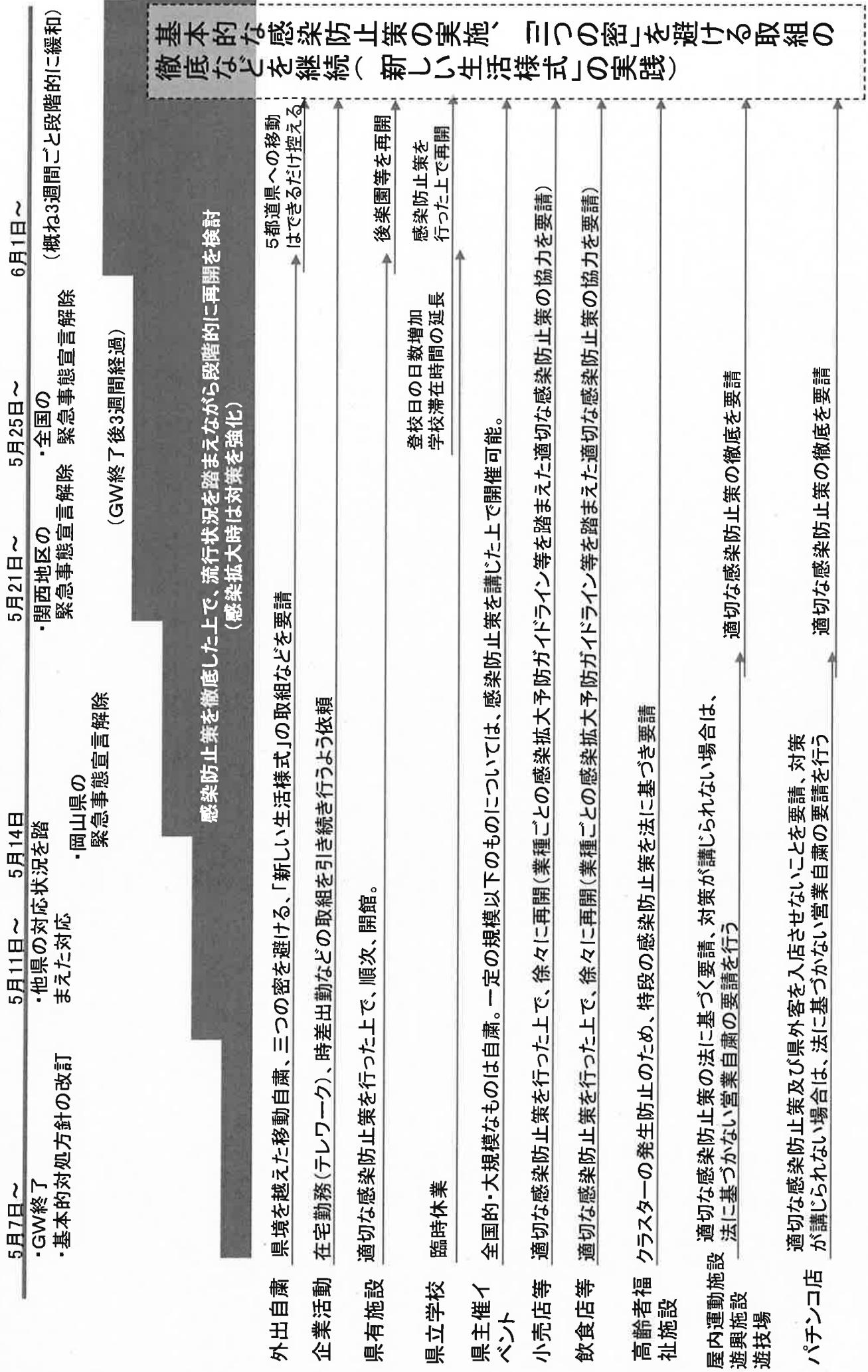
- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

まん延防止の取組の段階的な変更のイメージ (今後、患者の急激な増加がなかった場合)



- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期	収容率	人数上限	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%（注） （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 （ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目安 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 （できれば2m） * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらから小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターへの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		外出自粛	
		県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～		○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後			△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標 * ステップ③から約3週間後			○ * GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターによる発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
		接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ④ 5月25日～		×～△	×～△
ステップ① 6月1日～		×～△	* 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月19日～			○
* ステップ①から約3週間後			* 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～		○	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
* ステップ②から約3週間後			
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途			
* ステップ③から約3週間後			

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

令和2年度6月補正予算案の概要

1. 予算編成のねらい

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した、多くの従業員を雇用し、地域経済を支える県内中堅・中小企業の事業の継続に向けた支援に要する経費を中心に、補正予算案を取りまとめた。

引き続き、国や市町村、関係機関と連携し、県民の命と健康を守り、地域経済の維持、回復に向け、全力で取り組む。

2. 補正予算額

31億7,888万円

<財源>

国庫支出金 31億7,888万円

<コロナ関連予算>

令和元年度予備費	8,079万円
3月補正	5億3,767万円
令和2年度4月補正	51億7,334万円
5月補正	25億円 (25億円)
6月補正	31億7,888万円 (約29億円)
合計	114億7,068万円 (約54億円)

※ () は国の臨時交付金(単独事業分)の充当額
残額(約7億円)は4月補正のコロナ関連予算へ充当予定

3. 項目ごとの事業概要

感染拡大防止策と医療提供体制の整備

1億2,488万円

地域経済の維持と事業の継続のための支援

30億5,400万円

【主な事業】

■ 中小企業者等への支援

- ・ 感染症の影響により売り上げが減少した、多くの従業員を雇用し、地域経済を支える県内中堅・中小企業の事業の継続に向けた

「特別支援金」の創設

<条件等>

- ・ 支援要件
令和2年中のいずれかの月の売上高が
前年同月比▲50%以上
- ・ 支援対象
常時雇用者21人以上の県内中堅・中小企業
- ・ 支援額
常時雇用者数×2万円（最大1,000万円）

26億3,700万円

■ 観光需要の喚起

- ・ フェーズに応じた段階的な観光需要を喚起するための岡山県民に限定した県内宿泊クーポンの発行

7,479万円